



## マイナンバーカードについてのお知らせ

### 【マイナポイント事業第2弾の対象となるマイナンバーカードの申し込み期限について】

マイナポイント事業第2弾の対象となる、マイナンバーカードの申し込み期限は**9月末**までとなっています。

**対象者：**令和4年9月30日（金）までにマイナンバーカードの申し込みをされた方

**内容：**①マイナンバーカード新規取得による5,000円分のポイント付与

※カード取得後、キャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。

※マイナンバーカードを既にお持ちの方で、マイナポイント第1弾の際に、ポイント付与の手続きをされていない方も対象となります。

②健康保険証としての利用申し込みによる7,500円分のポイント付与

③公金受取口座の登録による7,500円分のポイント付与

※②③につきましては、令和4年6月30日からポイントの付与が開始されています。

この機会にマイナンバーカードのお申し込みをご検討ください。

### 【マイナンバーカードに関する臨時開庁について】（事前予約制）

お仕事などで、平日の開庁時間内にマイナンバーカードをお受け取りに来られない方などのために、臨時のマイナンバーカード窓口を開設します。

マイナンバーカードのお受け取りやマイナポイント、マイナンバーカードの交付申請のみいたします。

なお、当日のお手続きをスムーズに進めるため、お電話による事前予約が必要です。

詳しい内容につきましては、お問い合わせください。

**開庁日時** 9月1日（木）から9月30日（金）までの平日（土・日・祝日を除く）

午後5時15分から午後7時まで（来庁希望日の前日の午後5時15分までに予約）

**場 所** 役場1階戸籍住民係窓口

※お受け取りなどにつきましては、原則ご本人のみとなります。

**問合せ** 福祉課 戸籍住民グループ ☎21-2120



## 令和4年度子育て世帯に対する給付金についてのお知らせ

8月上旬に町内に在住する対象児童の世帯主に申請の案内を送付しています。現在、申請を受け付けていますので、支給要件を確認のうえ、申請をお願いします。

受給要件を満たすにも関わらず、対象児童の世帯に申請の案内が送られていない場合は、お問い合わせください。（給付金は重複して受給できませんので、すでに支給対象となった児童については、いずれの給付金についても申請を行えません。）

各給付金の制度詳細、申請書等については申請の案内や町ホームページをご覧ください、ご不明点等がございましたら、お問い合わせください。

申請手続	子育て推進グループ窓口へ提出または郵送	
申請期限	令和5年2月28日（火）・・・消印有効	
申請が必要な方	ひとり親以外の世帯の方（令和4年度の住民税（均等割）非課税の方）への給付金	
	受給要件	以下のいずれかに該当し、申請日時点で余市町に居住する方。 ①公務員の方で令和4年4月分の児童手当を職場から受給している方 ②高校生世代（平成16年4月2日～平成19年4月1日生）の児童のみを養育している方。
	対象児童	平成16年4月2日～令和5年2月28日生の児童
	支給金額	対象児童1人あたり 合計6万円（国事業分：5万円、道事業分：1万円）
	ひとり親以外の世帯の方（令和4年度の住民税（均等割）課税の方）への給付金	
	受給要件	以下のいずれかに該当し、令和4年3月31日時点で余市町に居住する ①公務員の方で令和4年4月分の児童手当を職場から受給している方 ②高校生世代（平成16年4月2日～平成19年4月1日生）の児童のみを養育している方。 ③町外に居住する児童手当支給対象児童を養育し、児童手当所得要件から令和4年4月児童手当が全部停止となっている方
対象児童	平成16年4月2日～令和5年2月28日生の児童	
支給金額	対象児童1人あたり 6万円（町事業分：6万円）	

**問合せ** 子育て・健康推進課 子育て推進グループ ☎21-2122